

小規模企業共済制度

経営者の皆さんに退職金を!

安心・確実な国の共済制度!

掛金は全額所得控除で税制上のメリット満載!

無理のない
掛金だから
続けてます



経営者も退職金が
もらえるなんて、嬉しい!



長年がんばってる
自分への
ごほうびだね



安心ね
国の制度で



節税にも
なるって
ホント?



この制度で
事業資金も
借りました



独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

URL <http://www.smrj.go.jp/>

個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です！

小規模企業共済制度とは

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

- 制度の特色**
- 安心・確実な国の共済制度
 - 掛金にも共済金にも税制上のメリット
 - ライフプランに合わせた共済金の受取方法
 - 事業資金等の貸付制度も充実

国がつくった共済制度だから安心・確実です

- **小規模企業共済法**（昭和40年法律第102号）に基づいた制度です。
- **国が全額出資**している**独立行政法人 中小企業基盤整備機構**が運営しています。
- **お預かりする掛金**は、将来お受け取りいただく**共済金等の原資に全額充当**されます。（制度運営経費は、国により賄われています。）
- 全国で**約126万人**の方が加入しています。（平成17年度末現在）
- 共済金・解約手当金の受給権は、**差押禁止債権として保護**されています。（国税滞納処分等により差押えられる場合を除きます。）



加入できる方

- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の**個人事業主及び会社の役員**
- 事業に従事する組合員が20人以下の**企業組合の役員**
- 常時使用する従業員が20人以下の**協業組合の役員**
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている**農事組合法人の役員**

掛 金

- 掛金月額は**1,000円～70,000円**までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。（半年払や年払もできます。）
- 掛金は**増額・減額**ができます。（減額には一定の要件が必要です。）
- 掛金は加入された方で自身の**預金口座からの振替**となります。

税制面で大きなメリットがあります

● 掛金は……全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様です。）

● 共済金は……退職所得扱い（一括受取り）または 公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）



所得税の確定申告書（B様式の例）

掛金年額36万円（3万円×12）

所得から差し引く控除	10	360,000
所得控除	11	
医療費控除	12	
社会保険料控除	13	
小規模企業共済等掛金控除	14	360,000
生命保険料控除	15	
損害保険料控除	16	
寄付金控除	17	

課税所得金額400万円であれば…
108,000円の節税！

確定申告で、こんなに節税になります！

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	200,000円	104,000円	18,000円	54,000円	90,000円	126,000円
400万円	470,000円	304,000円	36,000円	108,000円	180,000円	238,000円
600万円	870,000円	504,000円	36,000円	108,000円	180,000円	252,000円
800万円	1,270,000円	734,000円	39,600円	118,800円	198,000円	277,200円
1,000万円	1,770,000円	994,000円	51,600円	154,800円	258,000円	361,200円

※1. 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
 ※2. 税額は、平成18年1月1日現在の税率に基づいています。なお、定率減税は考慮していません。
 ※3. 節税額の計算については、当機構のホームページの加入シミュレーションをご活用ください。（<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/index.html>）

このような場合に共済金等が受け取れます

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。詳しくは裏面「7.」をご覧ください。

掛金月額
10,000円の場合

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共 済 事 由 等
掛 金 合 計 額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金 A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	●事業をやめたとき（個人事業主の死亡・会社等の解散を含みます。） ※配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除きます。
共済金 B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	●会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職（任意または任期満了による退職を除きます。） ●老齢給付（年齢が満65歳以上で、掛金を15年以上納付した方は、請求することによりお受け取りいただけます。なお、老齢給付として受け取らずに、共済契約を継続することもできます。）
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	●会社等の役員の任意または任期満了による退職 ●配偶者、子への事業譲渡 ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかったとき
解 約 手 当 金	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月（20年）未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。					●任意解約 ●掛金を12か月分以上滞納したとき ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員になったとき（なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります。）

共済金の受け取り方が選べます

- 共済金の受取方法は「一括」、「分割（10年・15年）」または「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。

分割共済金の額

共済金の額 （分割対象額）	10年分割		15年分割	
	3か月ごとに	受取総額	3か月ごとに	受取総額
3,000,000円	78,900円	3,156,000円	54,000円	3,240,000円
5,000,000円	131,500円	5,260,000円	90,000円	5,400,000円
10,000,000円	263,000円	10,520,000円	180,000円	10,800,000円

※分割共済金の額については、源泉徴収前の金額を掲載しています。



分割共済金を活用したライフプランの例 ～「ゆとりある老後生活」を目指して～

【設例】掛金月額3万円で加入し、6年目から掛金月額を5万円に増額して、合計20年間の掛金を納付した場合

掛金合計額 1,080万円 — 節税総額 324万円 — 実質負担掛金額 756万円 ① → 共済金Aの額 1,238万円 ②

※「課税される所得金額」は400万円として設定しています。

実質返戻率（②÷①）
163%!

小規模企業共済制度

パターン1 ●10年分割の場合 [3か月ごとに] 325,625円 月額換算 108,541円	パターン2 ●15年分割の場合 [3か月ごとに] 222,861円 月額換算 74,287円	その他 ●一括と分割の併用も可能です。 ライフプランに柔軟に対応!
--	---	---

《ご参考①》ゆとりある老後の生活資金について（平成16年度「生活保障に関する調査」より：（財）生命保険文化センター）

最低日常生活費（月額）242,000円 + 趣味や教養などのための上乗せ額（月額）137,000円 = ゆとりある老後生活資金（夫婦2人分）（月額）379,000円

《ご参考②》国民年金の受取額について（平成16年度の額：保険料納付期間が40年ある方）

【国民年金のみに加入している夫婦の場合】老齢基礎年金（月額換算）各66,208円 → 夫婦2人で（月額換算）132,416円



担保・保証人不要で事業資金の貸付制度が利用できます

●加入者（一定の資格者）の方は、
納付した掛金合計額の範囲内で、次のような
事業資金等の貸付け
が受けられます。



- 一般貸付け ■傷病災害時貸付け ■創業転業時貸付け ■新規事業展開等貸付け
- 福祉対応貸付け ■緊急経営安定貸付け

◆ご加入いただく前にお読みいただきたいこと

1. 「予定利率」及び給付水準の体系

- ①本制度の「予定利率」は、1.0%となっています。
- ②本制度は、お預かりした掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金や解約手当金の額を設定しており、この運用収入の見込みを算出する際の利回りを「予定利率」といいます。
- ③共済金、準共済金及び解約手当金の給付水準の体系は、相互扶助の精神に基づき、事業をやめたとき等にお受け取りいただく共済金の額を高めに設定し、任意性の高い解約手当金等の額を低めに設定しています。

2. 共済金A・B

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。
(6か月未満は、掛け捨てとなります。)
- ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額となります。
- ③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年日以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年日以降共済事由が生じた場合は、概ね1.0%に見合ったものとなります。
- ④共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

3. 準共済金

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。
(12か月未満は、掛け捨てとなります。)
- ②掛金納付月数が222か月(18年6か月)までは掛金合計額、223か月(18年7か月)以降は共済金Bの91%相当額となります。

4. 解約手当金

- ①掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。
(12か月未満は、掛け捨てとなります。)
- ②解約手当金の額は、掛金納付月数が12か月以上84か月未満までは支給率80%、84か月目から6か月単位で支給率が段階的に増加し、240か月以上246か月未満では支給率100%、以降段階的に増加し、最高で120%となります。

5. 共済金の分割受取り

- ①「分割受取り」ができる方は、共済金の額が300万円(「一括と分割の併用」の場合は330万円)以上で共済事由が生じた時点で満60歳以上の方です。

- ②共済事由が契約者の死亡による場合は、「分割」及び「一括と分割の併用」は選択できません。
- ③共済金の受取りは、「10年分割」または「15年分割」から選択できます。なお、受取時期は、2月・5月・8月・11月の3か月ごとに年4回となっています。

6. 基本共済金及び付加共済金

- ①このパンフレットに掲載されている共済金額及び準共済金額は、小規模企業共済法に基づき同法施行令(政令)で定められた「基本共済金」の額です。
- ②「基本共済金」の他に「付加共済金」が算定されている場合は、その額が加算されます。
「付加共済金」とは、法令の規定により、毎事業年度の運用収入等に応じて経済産業大臣が定める率により算定されます。「付加共済金」の制度は、平成8年度から導入されておりますが、平成18年度まではゼロとなっています。

7. 「予定利率」の変遷等

- ①「予定利率」は、小規模企業共済法の規定により、金利水準の低下等厳しい資産運用環境下で制度の長期的安定を確保するため、将来の収支見通し等に基づく検討がなされ、これまでに次のとおり変更が行なわれています。
【これまでの変更状況】
平成8年4月～ それまでの「6.6%」から「4.0%」に変更
平成12年4月～ 「4.0%」から「2.5%」に変更
平成16年4月～ 「2.5%」から「1.0%」に変更
また、「予定利率」は、将来、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、同様の検討がなされ、今後変更されることがあります。
- ②これまでの「予定利率」の変更においては、加入いただいてから「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する共済金等の額は、変更前の「予定利率」に基づく共済金等の額が保証されています。「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する期間に遡って変更後の「予定利率」を適用することはされていません。
- ③平成16年4月の改正においては、資産運用環境の変化に対応した共済制度の運用を図るため、「予定利率」の変更が迅速にできるよう、これまで小規模企業共済法に規定されていた共済金等の額は、同法施行令(政令)で規定されることとなりました。

8. 掛金納付月数の通算

共済金等の請求事由が生じても、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

◆制度の詳しい内容については「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください

◆加入申込み手続きは、こちらの窓口へ

●商工会議所 ●商工会連合会、市町村の商工会 ●中小企業団体中央会、中小企業の組合 ●青色申告会 ●金融機関の本店	取扱機関名
---	-------

◆制度に関するご照会・ご相談などはこちらへ

独立行政法人 中小企業基盤整備機構の窓口のご案内

共済相談室 ☎03(3433)7171
北海道支部 共済普及室 ☎011(758)8855
東北支部 共済普及室 ☎022(265)1163
関東支部 共済普及室 ☎03(3433)7171
中部支部 共済普及室 ☎052(202)0435

近畿支部 共済普及室 ☎06(6944)1741
中国支部 共済普及室 ☎082(211)2288
四国支部 共済普及室 ☎087(823)1311
九州支部 共済普及室 ☎092(771)2525

◆制度に関するテレホンサービス

東京

☎03(3432)1199

大阪

☎06(6940)3741